

塩谷町告示第 51 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 4 日

塩谷町長 見形 和久

1 地域計画を変更した地域

町内 2 地区

「玉生宿・西山・河原・東房・下寺島・上寺島・鳥羽新田・喜佐見・熊ノ木」 「玉東」

2 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課 塩谷郡塩谷町大字玉生 9 5 5 番地 3